

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 山崎善也

市町村名 (市町村コード)	綾部市 (26203)
地域名 (地域内農業集落名)	東八田地区 (中山、安国寺、梅迫、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・主に水稻が作付けされているほか、小規模農家が自家用野菜を作付けしている。
・ため池の水が少ない。また、耕作していない農地に水の給水がある。水の管理を徹底する必要がある。
・まとまった農地があるが、水が少ない、獣害柵が整備されていない等の理由により、耕作をためらっている農地がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・高齢を原因とする離農が増え、人手不足が顕著。これまでどおりの農地管理は困難。条件の良い農地を守るべき農地として位置付け、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金の事業を活用し、保全管理に努める。
・機械の共同利用等により、耕作や維持管理を効率的に行う。
・獣害柵の設置等により、担い手集積に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	150.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、規模拡大を目指す農業者へ集積を図る。 ・耕作以外の作業(除草作業や水管理、獣害防護柵の設置・管理)を集落で行うなど、担い手が耕作しやすい体制づくりを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながるよう経営農地の集約化をめざす。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農作業の効率化を図るため、補助事業等を活用し、簡易な区画整理や農道、水路の改善を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外の若い世代(子供を含む)に農業に関心を持ってもらう取り組みを進め、兼業農家も視野に入れ農地を守る方法を探る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業体の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害対策のため、防護柵の管理の徹底や新設を検討する。
 ③省力化やコスト低減を図るため、積極的にスマート機器の導入を検討する。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、耕作できる環境を整える。